もとより，前記⑵で述べたとおり，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ていないため，本件選挙時には較差が２倍以上の選挙区が出現し増加しており，これは，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されているとはいえないことの表れといわざるを得ない。しかしながら，平成25年大法廷判決の判示するとおり，この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴うことを踏まえ，同条の趣旨に沿った選挙制度の整備については，上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるところ，前記２⑹から⑻までのとおり，本件選挙は，前回の平成24年選挙から約１年11か月後の衆議院解散に伴い，平成25年改正後の平成24年改正法の施行による選挙区割りの改定から約１年５か月後に施行されたものであり，その改定後も国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ，衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案などの検討が続けられていることなどを併せ考慮すると，平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は，上記改正法の施行後に更なる法改正にまでは至らなかったものの，同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものということができる。

以上に鑑みると，本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから２回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが，本件選挙までに，２回の法改正を経て，旧区画審設置法３条２項の規定が削除されるとともに，直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区間の人口の較差が２倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ，本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小し，更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって，前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ，前記のような考慮すべき諸事情に照らすと，国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず，本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。

⑷　以上のとおりであって，本件選挙時において，本件区割規定の定める本件選挙区割りは，前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず，本件区割規定が憲法14条１項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり，投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば，より適切な民意の反映が可能となるよう，国会においては，今後も，前記のとおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ，新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

４　以上の次第であるから，原審の判断は，本件選挙時に本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということができないとした点において是認することができないが，本件区割規定が本件選挙当時憲法の規定に違反するに至っていたということはできないとした結論は，これを是認することができる。論旨は採用することができない。

よって，裁判官大橋正春，同鬼丸かおる，同木内道祥の各反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官千葉勝美の補足意見，裁判官櫻井龍子，同池上政幸の意見がある。

裁判官千葉勝美の補足意見は，次のとおりである。

私は，憲法上要求される投票価値の平等と定数訴訟ないし選挙無効訴訟との関係について，多数意見に付加して，次のとおり私見を述べておきたい。

１　投票価値の較差についての憲法上の評価の推移

⑴　当審における昭和51年大法廷判決以降の累次の大法廷判決（多数意見をいう。以下同じ。）の趣旨によれば，定数配分及び選挙区割りの決定に際しては，憲法上，投票価値の平等の要請は，最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているものであるが，本件では，平成24年改正法及び平成25年改正法による選挙区割りの変更の結果，選挙区間の最大較差は，平成22年国勢調査による選挙区間の人口によれば1.998倍となったものの，本件選挙時における選挙区間の選挙人数によれば，これが2.129倍と拡大し，較差２倍以上の選挙区も13存在している。

ところで，本件訴訟は，公職選挙法204条が適用される選挙無効訴訟として捉えられており，その無効事由の存否は，選挙区割り決定時ではなく，選挙時において判断されるものであるから，上記1.998倍ではなく，2.129倍の最大較差を憲法上どのように評価するかによって決せられることになる。

（なお，平成25年大法廷判決は，対象となる平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙の時点で，較差が違憲状態であるとした上で，それが合理的期間内における是正がされなかったかどうかを検討する過程において，立法府における平成24年改正法の後にされた取組も視野に入れると較差是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正も成立しているといえるが，他方，いわゆる１人別枠方式の残滓は解消されていないと指摘し，その上で，事柄の性質を鑑みるとこれを一気に解消するのではなく漸次的な見直しを重ねて対処すること等も許されると説示している。すなわち，平成25年大法廷判決は，上記1.998倍の最大較差をもたらした平成25年改正法の成立が，対象となる選挙時点での立法府の較差是正に対する真摯な姿勢を推測させるいわば事後的・付加的事情であり，その意味で合理的期間を徒過したか否かの考慮要素ともなるため，摘示したものであり，審理の対象外である０増５減を実現した平成25年改正法自体（特に投票価値の較差）についての合憲性判断をしているわけではない。）

⑵　ところで，昭和51年大法廷判決以降，これまで，当審においては，投票価値の較差の問題について，中選挙区制の時代には，最大較差2.92倍（昭和63年第二小法廷判決の事案）や同2.82倍（平成７年第一小法廷判決の事案）であっても違憲状態とはせず，また，現行の衆議院議員選挙の小選挙区比例代表並立制の下においても，平成19年大法廷判決までは較差が２倍を超えても（平成19年大法廷判決では，最大較差2.171倍であった。）これを投票価値の平等の要請に反せず違憲状態とはいえないとする判断を続けてきた。しかしながら，その後，平成23年大法廷判決では，人口比例原則とは相いれない１人別枠方式（当時の区画審設置法３条２項）を改めて取り上げ，これまでこの方式の憲法適合性を肯定する論拠としていた，小選挙区制導入という大きな選挙制度の変革の際のいわば激変緩和措置としての合理性は，もはや失われるに至ったとして憲法適合性を否定し，また，同法３条１項が選挙区間の人口の最大較差が２倍未満になるように区割りをすることを基本としているが，これは投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであるとする基本姿勢を示した上で，最大較差2.304倍を違憲状態とした。次の平成25年大法廷判決でも，この平成23年大法廷判決の基本姿勢を踏襲した上で，最大較差2.425倍を違憲状態としている。そして，今回は，最大較差2.129倍について，平成19年大法廷判決の較差よりも小さいにもかかわらずやはり違憲状態と評価している。このように，当審は，平成23年大法廷判決を契機として，従前よりも投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきているといえよう。

２　投票価値の較差の評価が厳しくなった理由等

⑴　憲法は，国民１人１人が選挙を通じて平等に国政に参与し得るという基本的権利の保障として，１人１票を予定していると解される（14条，15条等）。このことは，純理論的には，国政の選挙制度において，いわゆる各人の投票価値に差異が生じそれが最大２倍以上となるときには，実質的に他の倍以上の数の選挙権を与えたという評価が生ずることになり，上記の基本的権利の保障との観点からは避けるべき事態であるといえよう（昭和58年大法廷判決における中村治朗裁判官の反対意見参照。もっとも，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく，他の考慮要素と調和的に実現されるべきである点は留意が必要である。）。

⑵　また，平成６年に衆議院議員選挙について小選挙区比例代表並立制が導入されるに際し，選挙区画を定める区画審設置法３条１項は，選挙区割りの改定案の作成の基準として，各選挙区間の人口の均衡を図り，人口における較差が２倍以上とならないことを基本とするべきことを規定しており，これは，各選挙区間の投票価値の較差が２